

2022年8月22日

## 一般社団法人消費者市民社会をつくる会・ASCON

私たちは、加入している国民生活産業・消費者団体連合会(生団連)が定めた「外国人の受入れに関する基本指針」に賛同し、「一般社団法人消費者市民社会をつくる会・ASCON(アスコン)における外国人の受入れに関する基本指針」を策定しました。

私たちは、消費者・生活者が主役となり、誰もが安心して安全で豊かに暮らすことができる社会の実現に向けて、「基本指針」に基づき、よりいっそう積極的な活動を推進します。

## ASCON・外国人の受入れに関する基本指針

1. 日本で暮らす外国人とその家族を生活者・市民として受入れ、寄り添い、ともに、「基本的人権」と「消費者の権利」が尊重される地域社会づくりを目指します。

- ・ 地域においては、同じコミュニティーで暮らしをともにする市民として、地域の生活ルールや、子どもたちの就学、日本語の学習、医療、災害時の行動などについての情報提供を行います。
- ・ 困ったことがあれば、相談できる人や場を紹介するなどの支援を行います。
- ・ 職場においては、同じ職場で働くものとして、「賃金」や「労働環境」、「教育・訓練」、「福利厚生」などにおいて差別されないよう配慮し、問題があれば、「生団連」参加企業などと連携して支援に努めます。

2. 差別のない社会の実現を目指して、学習と“対話”の活動を推進します。

- ・ 改めて、「日本国憲法」や「世界人権宣言」、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」、さらには「女性差別撤廃」に関係する制度などを学び、交流する活動をすすめ、私たち自身の市民としてのエンパワメントをはかります。
- ・ 外国人や家族との“交流会”などを会員と協力して企画し、それぞれの国の多様な文化や歴史を学びあい、相互理解を促進します。

以上

〈参考〉参考:「外国人の受入れに関する基本指針」(生団連)

[https://www.seidanren.jp/wp-content/themes/seidanren\\_Theme/past-data/33.pdf](https://www.seidanren.jp/wp-content/themes/seidanren_Theme/past-data/33.pdf)